

加 監 公 表 第 1 6 号

平成 2 6 年 1 2 月 1 5 日

加古川市監査委員 中西 一人

加古川市監査委員 大塚 隆史

監 査 公 表

地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定により下記の請求人から提出された加古川市職員措置請求（平成 2 6 年 1 0 月 2 0 日付受理）について、同条第 4 項の規定に基づき監査を実施した結果を次のとおり公表します。

記

請 求 人

(氏名省略)

1 請求の受理

本件職員措置請求について、平成26年10月27日に監査委員において協議し、所要の法定要件を具備していると認め、平成26年10月20日付でこれを受理することに決定した。

2 請求の要旨

加古川市職員措置請求の要旨は次のとおりである。

①請求の対象事項

加古川市議会政務活動費 平成25年度分 市民クラブ 広報費の内

経理番号25-1-4、25-1-5、25-1-6

村上孝義議員の市議会だよりに関連する3件の支出

②請求する措置内容

・経理番号25-1-4は印刷代で、市議会だより（一部後援会だより）の封筒作成費用である。

・経理番号25-1-5は印刷代で、市議会だより（一部後援会だより）の作成費用である。

ただし、市議会だより分のみ（3/4）を計上しているが、実体は一体の印刷物である。

・経理番号25-1-6は郵送料で、市議会だより（一部後援会だより）の送付費用である。

政務活動費は、政党活動・選挙活動・後援会活動・私的活動には使えないことからこれらの支出は不適切である。

よって、監査委員は厳正なる監査を行い、加古川市長（以下「市長」という。）に対し、村上孝義議員の違法不当な利得部分について市に返還させるなど、加古川市の被った損害を補填するために必要な措置を講ずることを求める。

3 監査の実施

加古川市職員措置請求書及び提出された事実を証する書面を基に検討し、平成26年11月7日に請求人の陳述及び関係する議会事務局職員の関係人事情聴取を行い、監査

を行った。

4 監査を実施した監査委員

加古川市監査委員 中西 一人

加古川市監査委員 大塚 隆史

5 監査委員の除斥

監査委員のうち森田俊和監査委員及び木谷万里監査委員は、平成26年10月27日の監査委員協議において、地方自治法（以下「法」という。）第199条の2の規定により除斥とした。

6 監査の結果

（結論）

請求人は、平成25年度の政務活動費で支出された市民クラブ（平成26年7月24日付議員の任期満了により消滅。以下「旧市民クラブ」という。）の村上孝義議員の市議会だよりに関連する3件の広報費の支出について、政務活動費として支出できない後援会活動の内容が含まれているため不適切な支出であると主張している。

そこで、請求人が不適切な支出と主張する広報費の支出が、違法又は不当であるか否かについて検討した結果、封筒の印刷代及び郵送料に係る支出については、使途基準に合致しない後援会活動の内容を含めたものとなっていることから、この使途基準に合致しない部分に相当する政務活動費の支出は違法であると判断する。

よって、市長に対し、封筒の印刷代及び郵送料に係る支出のうち、使途基準に合致しない後援会活動に係る部分の支出について、旧市民クラブに返還のための必要な措置を講じるよう勧告する。

また、市議会だよりの印刷代に係る支出については、合理的な算定により、後援会活動に係る部分の支出は行われていないことから、請求に理由はないと判断した。

その理由は次のとおりである。

なお、法第242条第4項及び第9項の規定に基づき、次のとおり措置期限を設定し

たので、期限内に措置内容を報告されることを求める。

措置期限

平成27年2月13日

(理由)

請求人が提出した事実証明書及び関係人である議会事務局から提出された資料によると、市議会だよりの1ページから3ページまでの印刷代58,480円及び封筒の印刷代19,058円を平成25年12月26日に支払い、郵送料159,520円を翌27日に支払っていることが確認され、その費用を含め平成26年4月15日付で加古川市議会議長に対し政務活動費収支報告書を提出している。

政務活動費の交付に関しては、法第100条第14項において「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定され、さらに、同条第15項は、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定している。

また、判例では、平成24年の法改正により政務調査費が政務活動費として改められる前の政務調査費の制度について、「議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せて政務調査費の使途の透明性を確保しようとしたものである。もっとも、これらの規定は、政務調査費の使途の透明性を確保するための手段として、条例の定めるところにより政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出することのみを定めており、地方自治法は、その具体的な報告の程度、内容等については、各地方公共団体がその実情に応じて制定する条例の定めによだねることとしている。」（最高裁平成22年4月12日判決）とされている。これは、法改正により改められた政務活動費においても基本的には変わっていないと考えられる。

なお、加古川市における政務活動費は、加古川市議会政務活動費の交付に関する条例

(以下「条例」という。)及び加古川市議会政務活動費の交付に関する規則の規定に基づき交付されており、政務活動費を充てることができる経費の範囲として、条例第7条及び別表において定め、また、加古川市議会において定めた政務活動費の手引き(以下「手引き」という。)及び加古川市議会政務活動費経理要領により、政務活動費の使途基準及び運用指針等が示され、使途基準を明確にするために具体的な例示がされている。

そして、政務活動費における広報費にあつては、条例別表に「会派及び議員が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費」と定められており、判例においても「政務調査費は、議員の公務外の活動のうち議員の調査研究に資するための活動の費用として議員個人が支出したものに対する補助金の性質を有するから、議員の後援会の支出に政務調査費を充てることが、違法である。」(東京高裁平成22年11月5日判決)とされていることから、後援会活動は当該経費に当たらないといえる。

そこで、本件政務活動費における広報費の支出に係る支払伝票をみると、市議会だよりの印刷代については、印刷業者からは市議会だよりの一括で請求がなされているものの、政務活動費としては全4ページのうち1ページから3ページまでの分を按分して支払いがなされており、政務活動費を充てることができない4ページの後援会だよりの分は除かれている。

請求人は、陳述において印刷物は一体のものであるので、本来按分という形で処理できる範疇のものではない旨を主張するが、判例において「ある支出の中に議会活動の基礎となる調査研究等に係る経費に関する支出と議会活動の基礎となる調査研究に関係しない活動に係る経費等に関する支出が併存している場合には、その全額を政務調査費に係る支出とすることは許されず、上記調査研究に係る部分とその他の部分を区分可能な場合には上記調査研究に係る部分のみが政務調査費として支出することができ、また、上記区分が不可能又は著しく困難な場合には社会通念上相当な割合によって按分した額のみを政務調査費から支出することができると解するのが相当である。」(大阪高裁平成26年3月18日判決)とされているところ、市議会だよりの印刷代については、条例及び手引きに規定する使途基準に合致する支出とそれ以外の支出の区分が可能であることから、市議会だよりに係る部分のみを政務活動費として支出していることは合理性があり妥当である。

したがって、市議会だよりの印刷代に係る政務活動費の支出は違法又は不当であると

はいえない。

一方、上記市議会だよりの送付に係る封筒の印刷代及び郵送料については、使途基準に合致する支出とそれ以外の支出を按分することなく全額を政務活動費として支出している。確かに、封筒の印刷代及び郵送料については、その区分が明確ではないが、上記大阪高裁判決に従い、社会通念上相当な割合によって按分した額のみを政務活動費から支出できるとするのが相当である。

なお、封筒の印刷代及び郵送料については、仮に政務活動費の使途基準に合致する紙面のみを郵送しても、金額的には変わらないことから市に損害を与えていないとの意見もある。しかしながら、上記大阪高裁判決において「政務調査費として交付を受けた金員につき、政務調査費として支出することが許されない使途に金員を支出した者は、当該支出額に相当する金員を法律の原因なく利得したこととなるから、当該支出については、不当利得（民法703条）として当該政務調査費を交付した普通地方公共団体に対して返還義務を負うと解するのが相当である。」とされていることから、使途基準に合致しない部分については違法な支出である。

したがって、封筒の印刷代及び郵送料に係る支出のうち、使途基準に合致しない後援会活動の内容を含む部分の支出については、違法であると判断する。

よって、請求人の請求には、一部理由があると認め、結論のとおり判断した。

7 監査委員の意見

本件職員措置請求に対する監査結果は、上述のとおりであるが、以下の点について意見を述べる。

政務活動費の使途基準に合致する支出とそれ以外の支出が併存する場合にあっては、それらを区分して使途基準に合致するもののみを政務活動費として支出することが許されるが、加古川市議会においては、それらを区分する基準及び方法が明確に定められておらず、会派又は議員の判断に委ねられているところである。

政務活動費の使途については、全国的に大きな問題となっており、より一層の使途の透明性の確保が求められていることから、使途基準に合致する支出とそれ以外の支出が併存する場合における政務活動費の支出基準及び方法を早急に定められるよう望むものである。